解散公告（第三回）

当法人は、責任役員会の決議及び福岡県知事の認可により平成三十年三月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十八日

福岡県久留米市北野町今山四一三番地

神理教三柱分教会

清算人　小城　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市大字厚川六三番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　栗田　昌幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷一一―八Kビル二階

相続財産管理人　弁護士　田中　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区鵜野森三丁目四番、最後の住所神奈川県相模原市南区鵜野森三丁目四番一号　被相続人　亡　鈴木　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目二五番六号野村ビル五階　細貝総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細貝　惟大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市旭区白根六丁目五七一番地二一〇、最後の住所神奈川県平塚市田村三丁目一番三四―一一〇三号　秀和レジデンス

被相続人　亡　村竹　秀俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

神奈川県平塚市代官町九番二六号　エム・宮代会館二階　平塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市初声町下宮田九九一番地、最後の住所神奈川県三浦市初声町下宮田二七七番地　被相続人　亡　髙梨　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三階三〇二

相続財産管理人　弁護士　駒田　英隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市西松山町四丁目六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中島　久美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル二階D室城南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　淳也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡武豊町大字東大高字中瀬郷三番地、最後の住所愛知県知多郡武豊町大字東大高字並松一番地二　被相続人　亡　小坂　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

愛知県半田市宮本町三丁目二一七番二一号　セントラルビル三〇七号

相続財産管理人　弁護士　清水　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市濱一色一五五二番地、最後の住所不明　被相続人　亡　藤本千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

三重県伊賀市上野紺屋町三一五六番地

相続財産管理人　弁護士　井関　敏彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字上安久六五一番地、最後の住所京都府舞鶴市字上安久六五一番地　被相続人　亡　松本　絹代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

京都府舞鶴市字南田辺四〇番地四

相続財産管理人　弁護士　小林　義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高石市綾園三丁目一二番、最後の住所大阪府高石市綾園三丁目一二番三三号　被相続人　亡　臼田　郷士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十八日

大阪府大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階

相続財産管理人　弁護士　岡崎　倫子

第16期決算公告　平成30年3月26日

名古屋市中村区名駅五丁目4番14号

モリタックス株式会社

代表取締役　盛田　貴弘

貸借対照表の要旨（平成30年1月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	148
	固定資産	980
	合計	1,129
負債及び純資産の部	流動負債	117
	固定負債	120
	株主資本	891
	資本金	19
	資本剰余金	888
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	883
	（うち当期純利益）	(37)
	自己株式	△15
	合計	1,129

第1期決算公告　平成30年4月18日

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

日本協創ＡＣ３株式会社

代表取締役　吉田　大助

貸借対照表の要旨（平成30年1月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	218,214
	固定資産	814,562
	資産合計	1,032,776
負債及び純資産の部	流動負債	82,666
	固定負債	490,000
	株主資本	460,109
	資本金	235,000
	資本剰余金	235,000
	資本準備金	235,000
	利益剰余金	△9,890
	その他利益剰余金	△9,890
	繰越利益剰余金	△9,890
	（うち当期純損失）	(9,890)
	負債・純資産合計	1,032,776

第73期決算公告　平成30年4月18日

東京都中央区銀座1丁目19番15号

太三機工株式会社

代表取締役社長　木次　活門

貸借対照表の要旨（平成30年1月20日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	11,703
	固定資産	2,854
	繰延資産	1
	資産合計	14,558
負債及び純資産の部	流動負債	10,228
	固定負債	541
	株主資本	3,789
	資本金	51
	利益剰余金	3,742
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	3,729
	（うち当期純利益）	(364)
	自己株式	△4
	負債・純資産合計	14,558